

(1) 本人からマイナンバーの提供を受ける場合=マイナンバーの確認と本人の身元確認が必要

マイナンバー確認	身元確認	
1 個人番号カード 2 通知カード(※) または 3 マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ※ 氏名、住所等の記載事項に変更がないまたは正しく変更手続きが取 られている場合に限る (上記1~3の提示が困難な場合) ア 地方公共団体情報システム機構への確認 または イ 住民情報システムでの確認 または ウ 過去に本人確認のうえ特定個人情報ファイルを作成して いる場合は、当該特定個人情報ファイルの確認 など	A 右のうち1点 (上記Aが困難な場合) B 右のうち2点	運転免許証 運転経歴証明書(交付年月日がH24.4.1以降のもの) パスポート 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書 など 国民健康保険の被保険者証 健康保険の被保険者証 船員保険の被保険者証 後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証 健康保険日雇特例被保険者手帳 国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証 私立学校教職員共済制度の加入者証 国民年金手帳 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 など

※郵送の場合は、書類またはその写しの提出で構いません。